

議案第97号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、消防局の所管する部分について

議案第97号令和6年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、消防局の所管する部分についてご説明いたします。

はじめに歳出のご説明をいたします。

補正予算説明書の22ページをお願いいたします。

款9 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費の補正前の額は、2億4,254万7千円、補正額は2,390万9千円の減額、補正後の額は、2億1,863万8千円でございます。

補正額の財源内訳は、市債2,270万円及び一般財源120万9千円の減額でございます。

説明欄1 団消防車両等整備費2,390万9千円の減額は、木戸分団に配備予定の消防ポンプ自動車CD-I型について債務負担行為を設定することによる減額のほか、葛川分団貫井班に配備予定の小型ポンプ積載軽自動車の更新に係る経費の増額を含むものでございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

戻りまして3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費について、款9 消防費、項1 消防費、事業名 団消防車両等整備事業について、金額909万1千円の繰越明許をお願いするものです。

小型ポンプ積載軽自動車を更新するにあたり、物価高の影響を受け入札不調となったことから増額補正を行うとともに、調達・艀装期間を考慮し併せて繰越明許をお願いするものです。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正について、団消防車両等整備事業費は、消防ポンプ自動車CD-I型の更新に係る経費の限度額を定めるものでありますが、長びく世界的な部品不足の影響等による入札不調に伴い、納車時期を見極め債務負担行為を設定するものです。

以上で、議案第97号令和6年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、消防局の所管する部分についての説明とさせていただきます。